2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関ケ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬中切字見広一〇三三（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四の一、一〇〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬中切字見広一〇三三（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四の一、一〇〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町大間見字轆轤師一六七八の一（次の図に示す部分に限る。）、一六七八の二、一六七八の三、一六七九の一、一六七九の三、一六七九の四、一六八四、一六八七の一、一六八七の八、字重光一九〇二の一、一九〇四の一、一九〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字轆轤師一六七九の一・一六八四・一六八七の一・一六八七の八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一六七八の一から一六七八の三まで、一六七九の三、一六七九の四、字重光一九〇二の一・一九〇四の一・一九〇四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁幸屋字比ノ沢七の六から七の一一まで、一〇、一一、一三の七、一三の二五、一三の三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字比ノ沢一一・一三の三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成三十年三月三十日

二　登録番号　（一）第〇三〇号

三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社住宅新報

四　住所　東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル

六　法人である場合の代表者の氏名　中野　孝仁

○観光庁告示第十号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月十二日

観光庁長官　田村明比古

通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示 一　外国語（英語に限る。）　次に掲げる者 イ　（略） ロ　Educational Testing Service が制作するＴＯＥＩＣ　Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について九百四十五点以上、ＴＯＥＩＣテストの公開テストについて八百四十点以上、ＴＯＥＩＣスピー	通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示 一　外国語（英語に限る。）　次に掲げる者 イ　（略） ロ　Educational Testing Service が制作するＴＯＥＩＣテストの公開テストについて八百四十点以上、ＴＯＥＩＣスピー